

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 9 月 3 日

【発行者名】 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 橋本 雅行
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ - MUGC トラスト -
短期高利回り社債ファンド2012-10
(Kokusai - MUGC Trust -
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：
6 億2,500万アメリカ合衆国ドル（約489億円）
円建 円ヘッジクラス受益証券：
500億円
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、
平成24年 7 月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買
相場の仲値（1 米ドル = 78.17円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

コクサイ - MUGCトラスト - 短期高利回り社債ファンド2012-10

（Kokusai - MUGC Trust - Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10）

（注１）短期高利回り社債ファンド2012-10（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるコクサイ - MUGCトラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む4つのサブ・ファンドにより構成されている。

（注２）日本において、サブ・ファンドの名称の表記として、「コクサイ - MUGCトラスト」を省略することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および円建 円ヘッジクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）の２種類である。

受益証券について、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、単位型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券： 6億2,500万米ドル（約489億円）

円建 円ヘッジクラス受益証券： 500億円

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝78.17円）による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注２）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、受益証券は米ドル建または円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券： 1口当たり100米ドル（7,817円）

円建 円ヘッジクラス受益証券： 1口当たり10,000円

（５）【申込手数料】

申込価格の3.15%（税抜3.00%）を上限とする申込手数料が課される。

（６）【申込単位】

1口以上1口単位

ただし、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社（以下に定義される。）または販売取扱会社に照会のこと。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（７）【申込期間】

平成24年9月19日（水曜日）から平成24年10月17日（水曜日）まで

（注）平成24年10月17日（水曜日）の日本における申込締切時間は午後4時（日本時間）である。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（８）【申込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（以下「日本における販売会社」または「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」という。）

（注）日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

平成24年10月19日（金曜日）（以下「設定日」または「払込日」ということがある。）

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社である三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下、かかる立場の同社を「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、払込日までに各受益証券クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「（１２）その他 申込みの方法」を参照のこと。

（１０）【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

（イ）管理会社は、日本における販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を平成24年8月30日付で締結している。

（ロ）日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（ハ）管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券については円貨または米ドル貨により、円建 円ヘッジクラス受益証券については円貨により支払われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券について円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合を除く。）。

投資者は、口座約款に従い、平成24年10月18日（木曜日）までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。日本における販売会社は、払込日に、保管会社のサブ・ファンドの口座に各受益証券クラスの表示通貨で申

込金額の総額を払い込む。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、平成23年7月29日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む4つのサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、当初、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび円建 円ヘッジクラスの2つの受益証券クラスで構成される。米ドル建 米ドルヘッジクラスの表示通貨は米ドルであり、円建 円ヘッジクラス受益証券の表示通貨は円である。サブ・ファンドの表示通貨は、米ドルである。

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資する、コクサイ - MUGC マスター・トラスト - グローバル短期高利回り社債ファンド（Kokusai - MUGC Master Trust - Global Short-Term High Yield Bond Fund）（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってBB+格/Ba1格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断するものをいう。

サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態を有している。

サブ・ファンドの信託金の限度額は定められていない。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドの各サブ・ファンドは、独立した法主体ではなく、受託会社は、各サブ・ファンドの資産および負債を分別するよう最善の努力を行うが、ケイマン諸島法上、いずれか一つのサブ・ファンドに帰属する資産を他のサブ・ファンドの資産から分別することを保証することは不可能である。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、払込日以後の各営業日に、保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

（注）「営業日」とは、（ ）ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ（ ）ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成29年10月31日に終了する。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日 管理会社設立

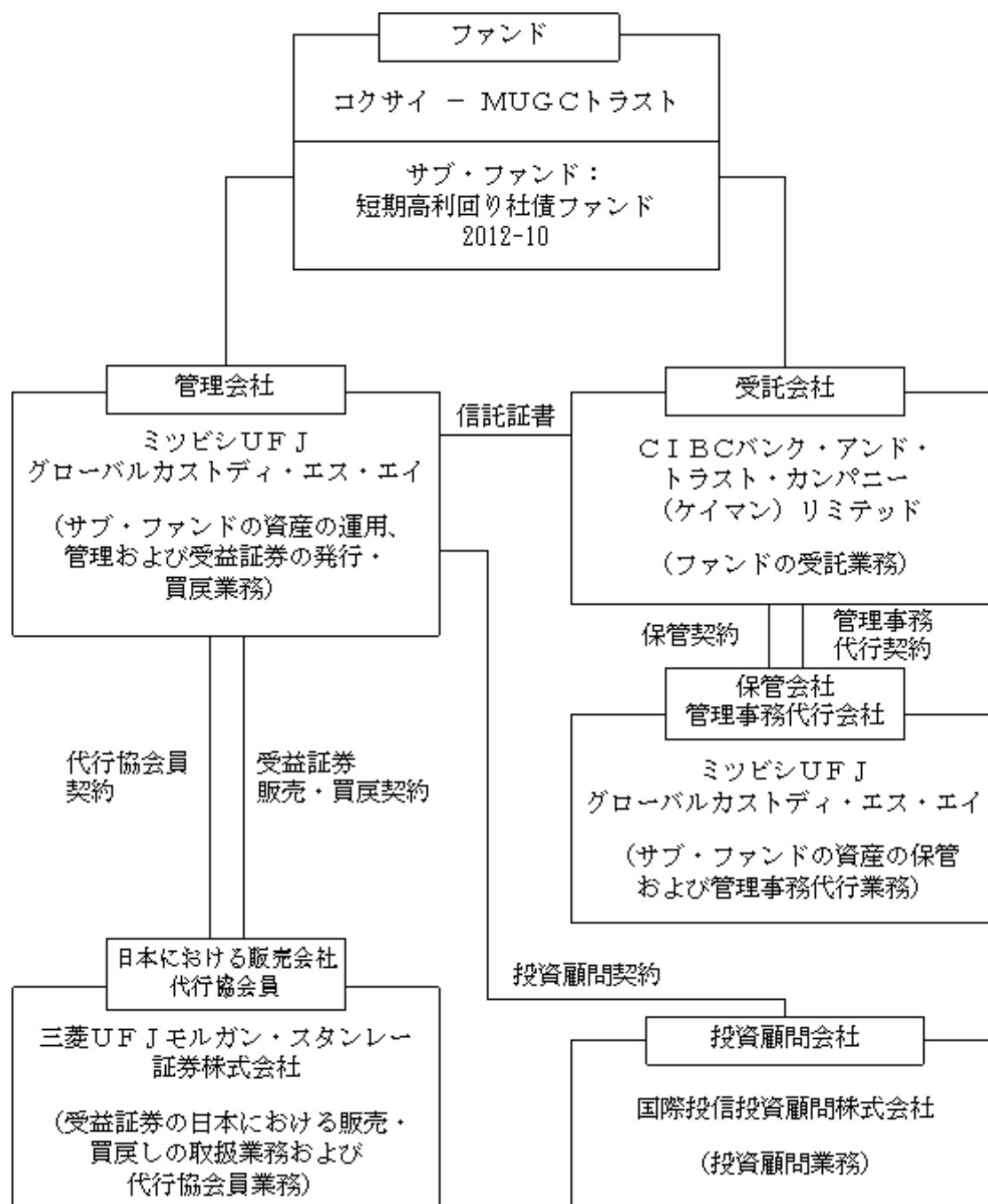
平成23年7月29日 信託証書締結

平成24年8月29日 サブ・ファンドに関する補遺信託証書締結

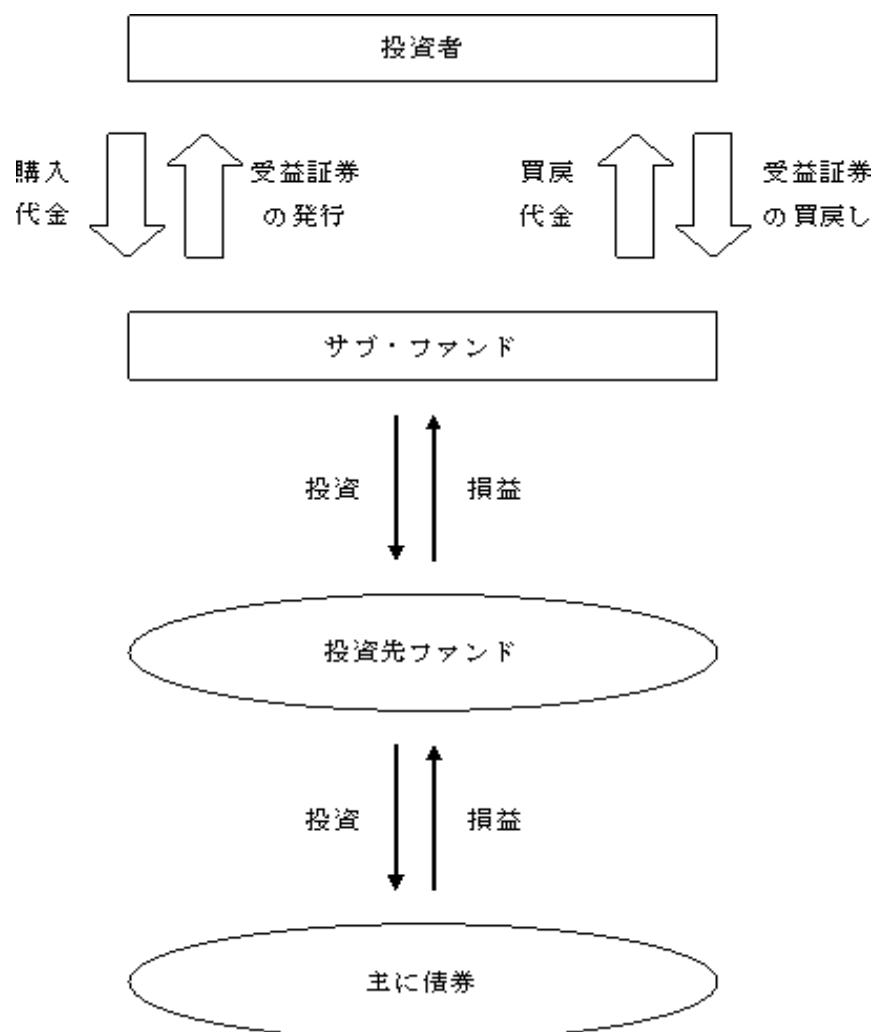
平成24年10月19日 サブ・ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められたファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ミツビシＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成23年7月29日付で信託証書および平成24年8月29日付で補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成23年8月2日付で保管契約 ^{（注1）} を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。 平成23年8月2日付で管理事務代行契約 ^{（注2）} を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務について規定している。
ＣＩＢＣバンク・アンド・ トラスト・カンパニー（ケ イマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成24年8月28日付で投資顧問契約 ^{（注3）} を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタン レー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成24年8月30日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^{（注4）} を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成24年8月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^{（注5）} を締結。同契約は、受益証券の日本における販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ハ）資本金の額（平成24年7月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイから三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ホ）大株主の状況

（平成24年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定されており、ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島の信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島の信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を

取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成29年10月31日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうに必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2011年改訂）
 - マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）
 - 認可条件

サブ・ファンドの監査人は、KPMGである。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を任命しなければならず、毎年11月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、平成25年11月30日までの期間について作成される。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年11月30日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成25年11月30日までの期間について作成される。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査半期会計書類が作成される。第一回の未監査半期会計書類は、平成25年3月31日までの期間について作成される。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およびその理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡの免許および監督に服し、ＣＩＭＡは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するよう指示することができる。さらに、ＣＩＭＡは、受託会社にＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、ＣＩＭＡに提出または開示しなければならず、ＣＩＭＡは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。ＣＩＭＡの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、ＣＩＭＡは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資する投資先ファンドへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってBB+格/Baa1格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断するものをいう。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資する予定である。投資先ファンドの投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（Morgan Stanley Investment Management Inc.）（以下「投資先ファンド投資運用会社」または「MSIM」という。）である。

（注）MSIMは、ニューヨークを拠点にグローバルで資産運用ビジネスを展開し、米国をはじめ世界中の顧客に幅広い資産運用業務を提供している。MSIMの親会社は、モルガン・スタンレー（Morgan Stanley）である。モルガン・スタンレーは、証券売買および仲介業務、投資銀行業務、リサーチおよび分析業務ならびにファイナンスおよび金融アドバイザー業務を提供するグローバル総合金融サービス企業である。

本書中の他の記載にかかわらず、株式および債券を含む他の有価証券に投資することがサブ・ファンドまたは受益者にとって有益であると管理会社が判断する場合、サブ・ファンドの資産は、かかる他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドまたは投資先ファンドがその投資目的を達成できるとの保証はない。市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、サブ・ファンドの資産について本書に記載した運用ができないことがある。

通貨エクスポージャーに対するヘッジ方針

為替変動リスクの低減を図るため、投資先ファンドの米ドル以外の通貨建の組入資産については、投資先ファンドの段階で投資先ファンド投資運用会社により原則として対米ドルの為替ヘッジが行われる。

円建 円ヘッジクラスについては、サブ・ファンドの段階で、投資顧問会社の助言に基づき、米ドル建の投資先ファンドへの投資額につき対円の為替ヘッジが行われる。

サブ・ファンドの特色

特色
1

サブ・ファンドは、新興国を含む海外の高利回り社債^{*1}を主要投資対象とし、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資する投資先ファンドへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指す。

- サブ・ファンドは、投資先ファンドの米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、海外の高利回り社債等に投資を行う。

投資先ファンドは、ケイマン諸島籍外国投資信託であり、投資先ファンドの投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「MSIM」という。)である。投資先ファンドは、日本企業の発行した債券または円建の債券には投資しない。

- 投資先ファンドは、主としてB-格相当以上^{*2}の高利回り社債に投資を行う。原則として、CCC+格相当以下^{*2}の債券には投資を行わない(保有している債券が格下げされた場合を除く。)

*1 「高利回り社債」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下^{*2}の社債をいう。

*2 スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社およびフィッチ社の格付のうち最も高い格付が適用される。また、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない場合には、MSIMが、同等の信用格付状況にあるかを判断する。以下同じ。

特色
2

サブ・ファンドは、信託期間が約5年の単位型の投資信託である。

投資先ファンドを通じて投資する高利回り社債等は、サブ・ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券^{*3}に限る。

- サブ・ファンドの信託期間は、原則として、平成24年10月19日から平成29年10月31日までである。
- 投資先ファンドは、信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することを基本戦略とし^{*4}、投資先ファンド(ひいてはサブ・ファンド)の信託期間終了時の金利変動リスクの低減を図る。
- 投資先ファンドによる再投資については、原則として高利回り社債に投資するが、市況動向や資金動向、残存信託期間等を勘案し、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債^{*5}等で運用することがある。

*3 「短期の債券」とは、投資先ファンドおよびサブ・ファンドの信託期間(約5年)終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が1年未満の債券に限らない。

*4 保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとMSIMが判断した場合や、保有している債券がBBB-格相当以上^{*2}に格上げされた場合には、投資先ファンドは、当該債券の償還を待たずに途中売却することがある。

*5 「投資適格社債」とは、格付機関による格付がBBB-格相当以上^{*2}の社債をいう。

特色
3

「米ドル建 米ドルヘッジクラス」および「円建 円ヘッジクラス」の2つのクラスから構成されている。

- サブ・ファンドまたは投資先ファンドにおいて、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては対米ドルで、円建 円ヘッジクラスについては対円で、それぞれ為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る。

サブ・ファンドのしくみ



（２）【投資対象】

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資する予定である。投資先ファンドの概要は、以下のとおりである。

投資先ファンドの投資目的

投資先ファンドの投資目的は、後記の「基本方針」に従い、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

基本方針

- ・投資目的を達成するため、投資先ファンドは、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される債券に投資する。
- ・投資先ファンドは、基本戦略として「バイ・アンド・ホールド」の投資戦略をとるものとする。
（注）「バイ・アンド・ホールド」の投資戦略とは、投資先ファンド（ひいてはサブ・ファンド）の償還時の金利変動リスクの低減を図るため、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することをいう。ここでいう「短期の債券」とは、投資先ファンド（およびサブ・ファンド）の信託期間（約５年）終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が１年未満の債券に限らない。
- ・保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとＭＳＩＭが判断した場合、または、保有している債券がＢＢＢ－格相当以上に格上げされ「投資適格社債」の分類に含まれることとなった場合、投資先ファンドは当該債券を償還前に途中売却することがある。
（注）「投資適格社債」とは、ＢＢＢ－格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／Ｂaa３格（ムーディーズ社）以上の格付が付与された社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断するものをいう。
- ・投資先ファンドは、その信託期間を通じて、原則として主に高利回り社債に投資する。ただし、再投資においては、市況動向や資金動向、投資先ファンドの残存信託期間等を勘案し、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債等で運用することがある。

投資先ファンドの主な投資指針および投資制限

- ・投資先ファンドは、主としてＢ－格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／Ｂ3格（ムーディーズ社）相当以上の格付を付与された高利回り社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）に投資する。なお、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあるかを判断する。
- ・投資先ファンドは、原則として、ＣＣＣ＋格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／Ｃaa１格（ムーディーズ社）相当以下の格付を付与された高利回り社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）には投資しない（ただし、保有している債券が格下げされた場合を除く。）。なお、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあるかを判断する。
- ・投資先ファンドは、デフォルトした債券には投資しない。保有している債券がデフォルトした場合、投資先ファンドは、投資先ファンド投資運用会社の決定に基づき、投資先ファンドが終了するまでに当該債券を売却する。
- ・投資先ファンドは、投資先ファンド投資運用会社の判断により、投資可能な適切な高利回り社債または投資適格社債がない場合には、米国国債に投資することができる。
- ・投資先ファンドの償還日の１年前まで、現金および短期金融商品を除いた投資対象の総割合は、

投資先ファンドの純資産価額の80%以上とする。

- ・ 地域に関する指針

米国以外の発行体によって発行された債券の割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の70%以下とする。

- ・ セクターの分散化

米国国債を除く一つの産業セクターの割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の35%以下とする。

- ・ 信用（発行体）の分散化

単一の発行会社により発行された社債の割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とする。

- ・ 投資先ファンドは、日本企業が発行した債券に投資しない。

- ・ 投資先ファンドは、円建の債券に投資しない。

- ・ 投資先ファンドは、公的銀行ローンに投資しない。

- ・ 株式への直接投資は禁止される。

- ・ ワラント債への直接投資は禁止される。

投資先ファンドの通貨エクスポージャーに対するヘッジ方針

非米ドル建債券の割合は、投資先ファンドの純資産価額の50%以下とする。

投資先ファンドの米ドル以外の通貨エクスポージャーは、投資先ファンド投資運用会社により、投資先ファンドにおいて米ドルに対して為替ヘッジが行われる。

投資先ファンドの関係法人

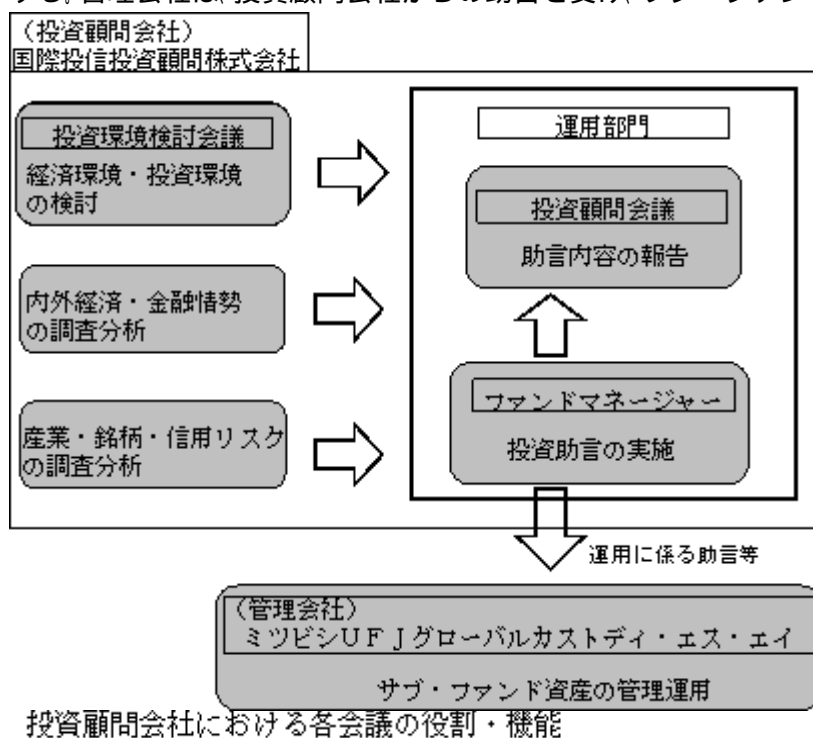
管理会社・管理事務代行会社 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

受託会社 オジエ・トラステーズ（ケイマン）リミテッド

投資運用会社 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(3) 【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約を締結し、投資顧問会社は、管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産の運用を行う。



会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

(4) 【分配方針】

受益者に対する分配は原則として行われない予定である。

なお、投資先ファンドについて、投資先ファンドの管理会社は、現在のところ、分配を行わない意向である。

(5) 【投資制限】

以下の投資制限および借入制限が、サブ・ファンドの資産の運用に適用される。

- () 空売りを行った証券の時価総額は、いつの時点においてもサブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- () 残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合にはこの限りではない。
- () サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社の運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- () サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。

- () 投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- () 管理会社またはその他第三者の利益のために管理会社により行われる取引等の受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する、投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドは債務証券に集中的に投資するため、一部のポートフォリオによる投資には不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する言及は、サブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討、評価されるべきである。

サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および勘案事項であるが、すべてのリスク要因および勘案事項の完全なリストではなく、また、リスク要因および勘案事項は以下に限定されない。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに投資を行うため、投資先ファンドに付随するリスク要因は、サブ・ファンドにも影響する。

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、受益者が自己の投資額のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

為替変動リスク

米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび円建 円ヘッジクラス

投資先ファンドは米ドル建であるが、米ドル以外の多様な通貨建の資産に投資を行うことができる。投資先ファンドの米ドル以外の通貨建の組入資産については、投資先ファンドにおいて原則として対米ドルで為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。米ドル金利がかかる組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、投資先ファンドは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格（ひいてはサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格）の下落要因となる。

円建 円ヘッジクラス

投資先ファンドは米ドル建である。円建 円ヘッジクラスについては、サブ・ファンドにおいて原則として対円で為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。円金利が米ドル金利よりも低い場合、同クラスは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、同クラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

円貨からの投資に伴う為替リスク

米ドル建 米ドルヘッジクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、米ドルで表示される。したがって、投資者が当初、例えば円貨から米ドル建 米ドルヘッジクラスに投資した場合には、米ドル建 米ドル

ヘッジクラスの受益証券１口当たり純資産価格が下落していなくても、外国為替相場（具体的には、円／米ドルの為替レート）の変動によっては換金（買戻し）時の円貨受取金額が円貨投資金額を下回ることがある。

金利変動リスク

サブ・ファンドが実質的に投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇（低下）した場合、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション^{（注）}が長いほど大きくなる。また、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）「デュレーション」とは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

サブ・ファンドが実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより受益証券１口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、サブ・ファンドが実質的に投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券１口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

償還日が近づくにつれリターンが低下しうるリスク

サブ・ファンドが実質的に投資する債券は、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える債券に限定される。投資先ファンドは、当初投資した債券の償還後、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える適切な債券への投資が可能である場合、その資産を当該債券に再投資する。当該債券は、投資先ファンドが当初投資した債券に比べ、短期かつ低利回りのものである可能性がある。その結果、償還日が近づくにつれ投資先ファンドの利回りが低下することがある。

新興市場投資に関わるリスク

投資先ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。また、投資先ファンドは、「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、一般的に先進国に比べて画一的かつ未成熟な経済構造を有すること、および先進国に比べて不安定と予想されうる政治体制を有することによるリスクを含む、先進国への投資には伴わないリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、国策により、関連する国家利益に対する影響が大きいとみなされる発行体または産業への外国人による投資を制限することがあること、また民間投資および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。更に、新興市場に所在する発行体の証券の市場規模が通常小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格の変動性が高いことがある。

純資産価額の計算

純資産価額は、ルクセンブルグにおいて一般に公正と認められた会計原則もしくは受託会社が随時書面により合理的に指定する一般に公正と認められた会計原則もしくは会計基準に従って決定される。サ

サブ・ファンドの特定の投資（直接的かまたは間接的かを問わない。）について、正確な評価であると受託会社またはその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社またはその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しがあった場合、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となることがある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定的なものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドの存続期間中に法的、税務上および規制上の変更が生じる可能性があり、かかる変更は、サブ・ファンドに対して悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産についての投資目的または投資戦略の実行が、受益者に損失を与える結果を招くことはないという保証はない。

サブ・ファンドは新規に設立され、運用歴がないこと

サブ・ファンドは新規に設立されており、運用実績の記録がない。

取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの委託先が取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および／または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を雇用している。顧問はまた、その他のファンド当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されていない。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

クラスに関する一定のリスク

通貨リスクおよび通貨ヘッジのリスク

投資顧問会社は、管理会社に対し、サブ・ファンドの米ドル・エクスポージャーの、ヘッジを行う各クラスのヘッジ対象通貨に対するヘッジについて助言を行う。ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方によるデフォルトの可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、ヘッジ対象通貨の価値が米ドルに対して減少し、これにより損失を被ることがある。投資顧問会社は、実行可能とみなす方法で為替レートリスクに関するヘッジ取引を行うための助言を行う。サブ・ファンドが為替レートリスクに対して十分にヘッ

ジするための助言を投資顧問会社が行わなかった場合、当該ヘッジは、当該通貨間の為替レートの変動に対して部分的な保護のみを提供することとなり、サブ・ファンドがかかるポジションに関して十分にヘッジされた場合よりも損失が大きくなることがある。

クラス間における債務負担

ファンドは独立の法主体ではない。ファンド内会計の目的上、別個の勘定がクラス毎に設定される。かかるクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は当該勘定に配分され、かかるクラスに明確に配分できるサブ・ファンドの債務は、当該勘定の借方に計上される。クラスの支払不能または終了の場合（すなわち、クラスの資産がクラスの債務への充当に不十分である場合）、個別のクラスに対して計上されている額だけでなく、サブ・ファンドのすべての資産が、クラスの債務に充当するために使用される。その他のクラスに帰属する債務が当該各クラスに帰属する資産を超過するまで、いずれか一のクラスに帰属する資産を分離することは不可能である。したがって、例えば、一のクラスの勘定に負債が生じ、債権者がかかる負債に関してサブ・ファンドに対する判決を取得する場合、サブ・ファンドの資産は、クラスにかかわらず、かかる判決を履行するために利用可能である。受託会社は、現在、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

サブ・ファンド内での様々なクラスの運用開始は、異なる時期に生じることがあり、したがって、特定のクラス（複数の場合もある。）の運用開始時に、特定のクラスが関連する資産のプールが取引を開始していることがある。サブ・ファンドに関する財務情報は、随時公表され、最直近に公表された監査済みまたは未監査の財務情報は、要求により、投資予定者に提供される。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

投資先ファンドに関するリスク

金利変動リスク

投資先ファンドが投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇（低下）した場合、一般的に債券価格は下落（上昇）し、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーションが長いほど大きくなる。また、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の変動要因となる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

投資先ファンドが投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、投資先ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が非常に高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

流動性の低い証券に対する投資先ファンドの投資は、かかる非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないことがあるため、投資先ファンドのリターンを減少させることがある。投資先ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の有価証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/もしくは信用リスクを伴う証券に関わる場合、投資先ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

発行体リスク

有価証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジおよび発行体の商品または業務提供に対する需要の低下等、発行体に直接関係する多数の理由により、下落することがある。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、欧州連合（EU）および日本のものとは大きく異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、支払または証券の受渡しの遅延等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一部の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題により、投資先ファンドが取引を行うことが困難となることがある。投資先ファンドによる証券購入について決済をすることができずまたは決済が遅延する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンを得られないことがある。投資先ファンドによる証券売却について決済をすることができずまたは決済が遅延する場合、有価証券の価額がその後下落した場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に当該有価証券を売却することを契約していた場合には生じた損失について投資先ファンドに責任が生じることがある。

戦略リスク

デリバティブ

投資先ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、投資先ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動

しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、投資先ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

- ・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させることがあるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により、当初投資した金額を大きく超える損失を生じることがある。

- ・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となることがあるというリスク。

投資先ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、投資先ファンドが投資先ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場が投資先ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消失させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジはまた、デリバティブ価額の変動が投資先ファンドが期待したとおりヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクを伴い、かかる場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。投資先ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能であり、もしくはヘッジ取引の費用負担が効率的であるという保証はない。投資先ファンドは、ヘッジの利用を義務付けられているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。投資先ファンドは、リターンを拡大を目指してデリバティブを利用することができるため、投資先ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、投資先ファンドは、その投資により、より大きな前記のリスクを負担することとなる。リターンを拡大を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

ソブリン債務および企業債務

投資先ファンドは、ソブリン債務および企業債務に投資することがある。投資先ファンドは、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、したがって高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資することができる。投資先ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったことのある、またはその他需要を失ったことのあるソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢全般の変化もしくは特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域内および／もしくは企業における特定の動向により悪影響を受けることがある。

相当なリスクを伴う新興市場債務

投資先ファンドは、新興国の企業債務（またはそれに関連する商品）に投資することができる。新興国の通貨および証券の価値は、当該国の政治的動向により大きく影響されることがある。更に、関連する国々の現政府が、国有化、収用、没収税もしくは規制の賦課、または利払に対する源泉徴収税の賦課を含む、投資先ファンドに不利な影響を与える可能性のある措置を取ることがある。

投資先ファンドが投資する国の多くは、このような政治的、経済的および／または社会的不安定に陥ったことがある。これらの多くの国々においては、自国通貨の価値が大幅に変動したこともある。こうした不安定性または変動が将来的に発生しない、または発生したとしてもそれらが投資先ファンドの運用成績に重大な悪影響を及ぼすことはないという保証はない。

多くの新興国の経済は、未だ近代的発展の早期の段階にあり、突発的かつ予想外の変化を生じうる。多くの場合、政府は経済に対し高い直接的支配力を保ち、突然かつ広範な影響を及ぼす措置を取ることがある。また、多くの新興国の経済は、少数の市場または単一の市場に大きく依存している。

多くの新興国は、インフラ面で盤石とはいえない。電気通信は一般に脆弱であり、銀行およびその他の金融システムは、あまり発達していないか、あまり規制されていない。多くの国において、国内貯蓄の供給が限られており、企業は運転資金の調達が困難であることがある。また、新興国は多額の対外債務を抱

えていることもあり、それが経済の正常な機能に影響し、市場のパフォーマンスに対して悪影響を与えることがある。公正かつ経済合理性のある税制がないことが多いため、恣意的なまたは重い税金が突然課されるという付帯リスクが存在し、外国人投資家に対して不利な影響を及ぼすおそれがある。

新興国には、金利の大幅な変動が生じやすいほか、高インフレ期・高金利期が生じやすく、そうしたことが投資先ファンドに不利な影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが購入した証券およびそれらに関して投資先ファンドが取引締結した商品について流動的な取引市場がないことがあり、そのため投資先ファンドがかかる証券を売却または取引を終了することができないことがあり、それにより投資先ファンドが潜在的に無制限の損失を負うことがある。新興国証券の取引を行うために使われる仕組みは複雑であり、かかる仕組みがかかる法域で通常利用されているものであっても、多大なカウンター・パーティー（取引相手方）リスクを伴い、および／または現地の法律を遵守していない（もしくは遵守が明確でない）ことがある。一般に、新興国の会計、監査および財務報告基準は、より先進的な諸国で適用されるものと同等でなく、国によっては、実質的に投資家に対する支援とはならないことがある。新興国、関連する政府または企業体および一般的な経済指標に関する情報およびリサーチ（公式データを含む。）の入手可能性、質および信頼性は、先進市場への投資に関するものより低い傾向がある。新興国の会社の財務情報を公表する義務も限定的であることがある。

新興国に対する外国からの投資は制限されていることがある。これらの国の多くは通貨が交換できず、投資対象の価値は利用可能な為替レートの変動および為替管理規制に影響されることがある。したがって、利益の送金が制限されることがあり、投資先ファンドは、市場にアクセスするためおよび利益を送金するために、スワップ、パーティシペーション契約、ローンおよびその他の間接的投資手法を利用しなければならないことがある。更に、これらの国々の銀行システムは欧米の取引相手方ほど発展しておらず、これらの諸国内での資金の移転およびこれらの諸国からの金銭の送金について相当程度の遅れが生じることがある。

多くの新興国で、税法およびその他の法令が遡及的に適用されたことがあるという事実、多くの新興国の税法およびその他の法令の起草が不完全であり、解釈に委ねられている部分が非常に多く、かつ未公表または広く公布されていないことがあるという事実、デリバティブ契約およびその他の投資対象に関する利益および損失の課税上の取扱いが未だ整備されていないことがあるという事実、ならびに税法およびその他の法律の施行が予測不能かつ恣意的なことがあるという事実に伴う一定のリスクがある。

一部の新興国では国内会社の所有権およびコーポレート・ガバナンスを規制する法律（例えば、株式の大量買付けの開示または株主に対する一般募集を行うための過半数株主の開示の義務）は存在しない、または少数株主に対する保護がほとんど付与されないことがある。開示および報告規制は、一般に、年次報告書および四半期報告書から目論見書の内容および交付要件に至るまで、最低限の場合から全く存在しない場合までである。詐欺取引防止およびインサイダー取引防止の制定法は一般に未発達である。株主の同意なく、既存の事業運営を終了し、自社の資産につき売却もしくはその他の処分を行い、または会社の価値に著しく影響を及ぼすその他の行為を行う経営陣の権限について、現地法上禁止または制限がないことがある。持分の希薄化に対する保護も非常に限定的であることがある。

一般に、経営陣または取締役側に会社または株主全体に対する信任義務の概念がない。株主権の侵害に対する救済は、株主代表訴訟またはクラス・アクション訴訟の制度がないため困難なことがある。一般に、新興国に関する取引の経費は先進国市場における相応する取引の経費よりも高く（著しく高いこともある。）、外国通貨を取得するための経費をも含むことがある。新興市場の有価証券への投資に係る追加的リスクには、(a) 流動性の欠如および価格の変動性、(b) 一定の業界への投資に関する制限的な国の方針、(c) 収用、国有化および没収的課税措置、(d) 政治的、社会的および財政的不安定性、ならびに(e)（サブ・ファンドは主に米ドル建資産に投資するものの）米ドルと新興国通貨との間の為替レートの変動が含まれる。

ソブリン債（米国公債のみ）

投資先ファンドは、米国公債に投資することができる。米国公債等のソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・

フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることがある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになることがあり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思が更に損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請されることがある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に関係して重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらすことがある。

取引相手方および保管リスク

投資先ファンドがオプション、スワップ、デリバティブもしくはシンセティック商品、先渡契約またはその他の店頭取引に投資を行う場合、投資先ファンドは、取引相手方の当事者に関する信用リスクおよび決済不履行のリスクを負担する。かかるリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分別義務および最低資本要件により裏付けされる取引所での取引に付随するリスクとは大きく異なることがある。2当事者間で直接実行される取引は、かかる保護の恩恵を受けず、当事者は相手方不履行のリスクに晒されることがある。

投資先ファンドは、そのすべての有価証券の保管について管理しない。投資先ファンドの取引を決済する保管業者または仲介業者との取引に伴うリスクが存在する。保管会社または保管業者として選任されたその他の銀行または証券会社が支払不能に陥り、これにより、かかる保管業者により保有された資金または有価証券の全部または一部を投資先ファンドが失うことがある。

保管業者または仲介業者に預託される有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの資産として明確にまたは常に識別されないことがあり、したがって、投資先ファンドは、かかる当事者に関する信用リスクに晒されることがある。いくつかの法域においては、投資先ファンドの仲介業者の破産または財産管理の場合に、投資先ファンドがかかる仲介業者の無担保債権者にしかないことがある。更に、かかる当事者の支払不能が発生した場合、その資産に対する投資先ファンドの権利の執行には、実務上のまたは時期的な問題が発生することがある。

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および／または財産管理に関連して多くのヘッジファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管／仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

資金調達取決めの信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジファンドが、ポジションの清算を強いられた。投資先ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができるとの保証はない。

非流動性

投資先ファンドが取引する市場の多くは、近年の信用恐慌において、著しい非流動性に直面した。

空売り

投資先ファンドは、自身が保有しない証券をその市場価格の下落を予想して売却する、いわゆる空売りの取引を行うことができる。空売りによる損失は、無限に発生する可能性がある。特に、投資先ファンドが空売りした証券の発行会社に関する株式公開買付けまたはこれに類する取引は、当該証券の価格を飛躍的に上昇させ、結果的に投資先ファンドに重大な損失をもたらすことがある。

先物取引の投機性および変動性

先物契約の価格は、大幅に変動することがある。先物契約の価格変動は、（ ）需給関係の変化、（ ）天候、（ ）政府、農業、貿易、財政、金融および為替の管理計画および政策、（ ）国内外の政治的および経済的事由、ならびに（ ）市場の投機熱および思惑等の要素に影響される。また、政府は、一定の市場に随時介入する。更に、投資先ファンドは、純粋に投機的にかかる市場で取引を行う。投資先ファンドによる投機的な取引が、投資先ファンドにとって有益な取引となり、または投資先ファンドが重大な損失を被らないとの保証はない。

高度にレバレッジされる先物取引

先物取引においては、通常要求される当初証拠金が低額である（一般に、売買される契約価額の2%から15%の間である）ことから、極めて高度なレバレッジが生じることがある。したがって、比較的小さな価格変動が、投資先ファンドに直ちに多大な損失を与えることがある。他のレバレッジ投資と同様、取引により投資額を超える損失が発生することがある。レバレッジの利用は、投下資本利益率を大幅に向上させるが、投資先ファンドの投資ポートフォリオが被りうる悪影響を増大させることもある。

先物取引の非流動性

大部分の米国の商品取引所では、特定の先物契約の1日の価格変動につき、価格変動制限または値幅制限と称される規制を課すことにより制限している。値幅制限の存在は、特定の市場において流動性を低下させ、また事実上取引を縮小させることがある。特定の先物契約の価格が一旦値幅制限まで上昇または下落した場合、事実上、その先物ポジションを購入または売却することができなくなる。値幅制限は、流動性を低下させるものではあるが、それが日次ベースでのみ適用されることから、最終的な損失を限定するものではない。更に、先物契約の価格が値幅制限まで変動しなかった場合でも、当該先物契約の取引が少ない場合には、投資先ファンドが有利な価格で取引を執行することができないことがある。

非常権限の一環として、取引所または全米商品先物取引委員会（CFTC）が、特定の先物契約の取引を停止または制限し、特定の先物契約の即時清算または受渡しを命じ、または特定の先物契約について清算のための取引に限定することを命じることができる。また、為替レートを安定または固定させるために政府が介入を行い、影響を受ける通貨の取引が制限または実質的に排除されることがある。

先渡取引

投資先ファンドは、米国内外の銀行ならびに通貨ディーラーを通じた通貨等の特定の資産の取引について先渡契約を締結することができる。先渡契約は、将来において指定された数量の商品を指定期日以前に指定価格で売買する契約上の義務であり、したがって、先物契約と類似している。銀行およびディーラーは、かかる市場で取引主体として行動する。米国証券取引委員会（SEC）、CFTCおよび銀行当局はいずれも、現在、通貨先渡契約の取引を規制しておらず、米国外の銀行は、米国政府機関による規制を受けていない。先渡取引市場における取引参加者は、かかる契約のマーケット・メークを行い続けることを要求されていない。先渡市場の特定の参加者が先渡契約の価格の値付を拒否した期間、または購入する用意のある価格と売却する用意のある価格とのスプレッドを異常に広くして価格を提示する期間があった。政府当局がクレジット・コントロールを課す場合、かかる先渡取引は、かかるクレジット・コントロールがない場合に投資先ファンド投資運用会社が推奨したであろうと想定される水準以下に制限され、投資先ファンドに損害をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、その先渡取引において、投資先ファンドが取引を行う取引主体の不履行リスク、またはその先渡契約に関するかかる取引主体の履行不能リスクもしくは履行拒否リスクに服する。また、かかる取引主体に預託された投資先ファンドの資産は、通常、CFTCの規制を受ける商品ブローカーに預託された顧客資金に関してかかる商品ブローカーに課される要件と同一の分別要件により保護されない。ただし、投資先ファンドは、自己資本が充実した大手の銀行およびディーラーとの間においてのみ先渡取引を行うことを意図している。更に、

投資先ファンド投資運用会社は、かかる市場において、投資先ファンドのために代理人を通じて取引の注文を行うことがある。よって、かかる当事者の倒産または破産により、投資先ファンドが損失リスクに服することがある。

モデル・リスク

投資先ファンド投資運用会社は、複製しようとしている複雑な金融市場または金融商品から抽出された限定された数量の変数に基づいた想定を含む多数のクオンタティブ・ファンダメンタル・モデルを採用することがある。これらの仮定の一つまたは全部が、過去の経験に裏付けされているか否かにかかわらず、時間の経過とともに不正確であると判明することがある。モデルの結果が市場の現実と相当程度異なり、大きな損失となることがある。

ヘッジ取引

投資先ファンドは、投資目的およびヘッジ目的双方のために、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロア、先物、ならびに先渡取引などの様々な金融商品を利用することができる。ヘッジは、特別なリスク（取引の他方当事者の不履行の可能性、非流動性、および投資先ファンド投資運用会社による一定の市場動向に関する判断が不正確となる範囲について、ヘッジを利用することにより、ヘッジが利用されない場合よりも多額の損失をもたらすことがあるというリスクを含む。）を伴う。しかし、一定の投資ポジションについては、投資先ファンドは、市場変動に対して十分にはヘッジされていないことがあり、かかる場合、投資ポジションは、当該ポジションについて十分にヘッジされていた場合に比べて損失が大きくなるおそれがある。更に、投資先ファンドのポートフォリオは、常に、信用リスク（特定の有価証券に関する場合も特定の取引相手方に関する場合もある。）などヘッジ不可能な一定のリスクを負担することに注意すべきである。

リスク開示の制限

リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。

受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談すべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに展開し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社は、投資制限の遵守状況のモニタリングを定期的に行っている。

投資顧問会社は、多面的にファンドのリスク管理を行い、必要に応じてその分析結果を管理会社に助言する。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の3.00%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%（税抜3.00%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.21%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。なお、後記の投資先ファンドに係る報酬等と合わせ、実質的には純資産価額の年率1.64%程度の報酬等を負担することとなる。

管理報酬および管理事務代行報酬

管理会社兼管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立に関する費用は、約35万米ドルと見積もられている。サブ・ファンドの設立および終了の費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、1会計年度で償却される。

サブ・ファンドの各クラスは、管理会社が負担する費用を除き、当該クラスのすべての費用、または特定の一クラスもしくは複数のクラス（場合による。）に帰属しないサブ・ファンドのすべての費用の（各純資産価額ベースでの）按分金額を支払う。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社がその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用（受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。）がサブ・ファンドの資産から支払われる。

なお、投資先ファンド受益証券について申込手数料または買戻し手数料は課されない。

投資先ファンドに係る報酬および費用

投資先ファンドに係る報酬等は、合計で純資産価額の年率0.43%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。

（イ）受託報酬

投資先ファンドの受託会社は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

（ロ）投資運用報酬

投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ハ）設立費用

投資先ファンドの設立および投資先ファンド受益証券の当初発行にかかる費用は、投資先ファンドから支払われ、1年で償却される。

（ニ）その他の運営費用

投資先ファンドが負担するその他の費用には、以下のものが含まれる。

- （ ）投資先ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。
- （ ）投資先ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- （ ）投資先ファンドの登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- （ ）投資先ファンドの受益者の利益のための業務執行中に投資先ファンドの受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- （ ）次の費用を含む管理費用。
 - ・投資先ファンドの受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。
 - ・投資先ファンドまたは投資先ファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含む。）に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含む投資先ファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む投資先ファンドの受益者の利益のために必要と

される言語で作成しかつ配布する費用。

- ・ 会計、記帳および毎日の純資産総額の計算に要する費用。
- ・ 投資先ファンドの受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
- ・ 弁護士および監査人の報酬。
- ・ 日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、投資先ファンドの管理会社が作成を要求される書類の作成に要するその他の費用。
- ・ 以上に類似し、投資先ファンドの管理会社が投資先ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用。投資先ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、投資先ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は、5年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

手数料および費用等の合計額および上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

（ロ）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20％（所得税15％、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成25年１月１日から平成49年12月31日までは20.315％（所得税15.315％、住民税５％）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。

（ハ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20％（所得税15％、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成25年１月１日から平成49年12月31日までは20.315％（所得税15.315％、住民税５％）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ニ）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10％（所得税７％、住民税３％）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年１月１日以後は10.147％（所得税7.147％、住民税３％）、平成26年１月１日以後は20.315％（所得税15.315％、住民税５％）、平成50年１月１日以後は20％（所得税15％、住民税５％）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ７％の税率による源泉徴収が行われる（平成25年１月１日以後は7.147％、平成26年１月１日以後は15.315％、平成50年１月１日以後は15％の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル（約47,684円）である。信託証書につき、50米ドル（約3,909円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル（約285,321円）である。

その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、平成24年10月19日から運用を開始する。

（１）【投資状況】

該当事項なし。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項なし。

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項なし。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

該当事項なし。

（４）【販売及び買戻しの実績】

サブ・ファンドの受益証券は、平成24年９月19日から販売されるため、本書の日付現在、該当事項はない。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラスの受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または販売会社は、マネー・ロンダリングを防止する自らの義務の一環として、受益証券を申し込む個人または法人の身元の詳細な証明を要求することができる。

例えば、会社は、会社設立証明書（および名称変更証明書）の謄本、基本定款および通常定款（またはこれに相当するもの）、ならびに、すべての取締役の氏名、役職、生年月日、住所および営業用住所を提出することを要求されることがある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または販売会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。証明目的で要求された情報の提出を申込者が遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理事務代行会社および販売会社は、申込みおよびそれに関連する買付金の受諾を拒絶することができる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。

申込期間

申込期間は、平成24年９月19日から平成24年10月17日まで、または管理会社が決定するその他の期間とする。

取得申込書は、平成24年10月18日のルクセンブルグ時間午後１時より前に管理事務代行会社により受領されなければならない。

申込代金は、取得申込書に記載の申込用口座に送金されなければならない。

申込者からの即時決済可能な資金は、払込日までに申込用口座に受領されなければならない。

管理会社は、その単独の裁量で、また、受託会社および管理事務代行会社は、管理会社の同意を得た上、受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。

払込日以降、サブ・ファンドの受益証券の申込みを行うことはできない。

払込日

サブ・ファンドの払込日は、平成24年10月19日または管理会社が決定するその他の日とする。

申込単位

各クラスの申込単位は、１口以上１口単位である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、かかる申込単位を変更することができる。

発行価格

受益証券の発行価格は、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては受益証券１口当たり100.00米ドル、円建 円ヘッジクラスについては受益証券１口当たり10,000円である。

申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の3.00%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

申込総額の上限

申込総額の上限は、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては6億2,500万米ドル、円建 円ヘッジクラスについては500億円である。

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および／もしくはＥＵにおいて、または米国および／もしくはＥＵから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは信託証書において禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人または法人であって、米国証券法（改正済）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記「別紙B レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。

自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（随時施行中の米国所得税法に定められる。）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者。

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある暦年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。

自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所が信託の管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定でまたは米国人のため受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および／または保有がいずれかの国もしくは政府機関の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義される「欧州人」が含まれる。

ＥＵは、ＥＵ加盟国により構成されるものと定義されている。

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人であって、いずれか－ＥＵ加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のＥＵ加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) いずれか－ＥＵ加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人ＩＤカードを保有している者。

(ロ) 前暦年に183日以上E Uに滞在した者。

自然人以外の者であって、(イ) いずれかE U加盟国においてもしくはいずれかE U加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および/またはE U加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) いずれかE U加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 前記 に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ) 資金源の如何にかかわらず、その所得がいずれかE U加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定でまたは欧州人のため受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙A 定義」において定義される者をいう。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者（購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則（2010年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデューディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金または配当金が購入申込者に直接支払われる場合

購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、公認の証券取引所に上場されており（またはそのどちらかの子会社であり）、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成されている場合

申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成されている仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資者について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社のために行為する管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2008年）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ ）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（2）日本における販売

日本においては、申込期間中の日本における販売会社または販売取扱会社の営業日（以下「国内営業日」という。）に受益証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に従い、平成24年10月18日までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

発行価格は、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては受益証券 1 口当たり100.00米ドル、円建 円ヘッジクラスについては受益証券 1 口当たり10,000円である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼することがある。

日本の投資者は、平成24年10月17日（水曜日）の午後 4 時（日本時間）まで、受益証券の取得の申込みをすることができる。

申込単位は、1 口以上 1 口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%（税抜3.0%）を上限とする申込手数料（受益証券 1 口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券については円貨または米ドル貨により、円建 円ヘッジクラス受益証券については円貨によるものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が 1 億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

概説

払込日以降、受益者は、いずれかの営業日における自己の受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。受益証券の買戻請求がある営業日に処理されるためには、当該請求は、当該営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに受領されなければならない。ルクセンブルグ時間午前12時（正午）を過ぎた後に受領された買戻請求は、翌営業日に受諾されたものとみなされる。管理会社が別途同意する場合を除き、受益者は、いったん提出した買戻請求を取り消すことができない。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社により受諾された日から起算して、通常、5営業日目までに保管会社またはその代理人により、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては米ドル貨で、円建 円ヘッジクラスについては円貨で行われる。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の買戻価格は、管理会社により関連する買戻請求が受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は1口単位で行われなければならない。受益証券には、買戻手数料は適用されない。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるかと疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、(イ)買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または(ロ)買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。）、発行済受益証券の全部または一部を関連する営業日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通

知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- （イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- （ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- （ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

（2）日本における買戻し

日本における投資者は、払込日以降、営業日かつ国内営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各営業日の午後3時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻しは、各営業日に行われる。

買戻価格は、管理会社により買戻請求が受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口以上1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（イ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または（ロ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に従い、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券については円貨または米ドル貨により、円建 円ヘッジクラス受益証券については円貨により、原則として約定日（買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日。通常、買戻請求が受諾された営業日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

純資産価額および米ドル建 米ドルヘッジクラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第３位以下を四捨五入して計算される。

<円建 円ヘッジクラス>

純資産価額および円建 円ヘッジクラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （イ）すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ロ）すべての投資対象
- （ハ）すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- （ニ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ホ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （イ）すべての為替手形、手形および買掛金
- （ロ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（管理会社またはサブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）
- （ハ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

- （イ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- （ロ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- （ハ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- （ニ）証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- （ホ）未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情

報を含む。)を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

(ヘ) 決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価される。

(ト) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）

(チ) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

純資産価格の計算の停止

純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

(イ) 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ) 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間

(ハ) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

(ニ) サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

(ホ) サブ・ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間

(ヘ) 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が１週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

投資先ファンドの純資産価格の計算、投資先ファンド受益証券の発行・買戻しの停止

投資先ファンドの純資産価額および投資先ファンド受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／または投資先ファンド受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、投資先ファンドの管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかな

る理由に基づいても停止することができる。

- (イ) 通常の休日および週末以外に、投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- (ロ) 緊急事態または投資先ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、または投資先ファンドの受益者に重大な不利益を生じると投資先ファンドの管理会社が判断する事態が継続している期間
- (ハ) 投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由により投資先ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- (ニ) 投資先ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと投資先ファンドの管理会社が判断する期間
- (ホ) 投資先ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間
- (ヘ) 投資先ファンドの受託会社または投資先ファンドの管理会社が、投資先ファンドの受託会社、投資先ファンドの管理会社もしくは投資先ファンドの管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、または投資先ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「(5) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了する場合を除いて、平成29年10月31日に終了する。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は毎年12月１日から11月30日までである。ただし、最初の決算日は平成25年11月30日である。第１会計年度は平成24年10月19日から平成25年11月30日までである。

なお、投資先ファンドの会計年度は毎年11月30日に終了する。

（５）【その他】**ファンドの解散**

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、終了することがある。

(イ) 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合

(ロ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合

(ハ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合

(ニ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

サブ・ファンドはまた、投資先ファンドが終了した場合、または投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドの受益者の決議が可決された場合にも、終了することがある。これらの状況においてサブ・ファンドの終了が選択される場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、サブ・ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドの終了

投資先ファンドは、平成24年10月19日から運用を開始し、平成29年10月31日に終了する。平成29年10月31日より前に、投資先ファンドのサブ・トラスト決議が可決された場合、投資先ファンドを終了することができる。また、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受託会社の同意を得て、投資先ファンドの信託証書の規定に従い、いつでも投資先ファンドを終了することができる。投資先ファンドの終了が選択される場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受益者に対して終了を通知し、投資先ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の投資先ファンドの受益証券１口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドは、以下のいずれかの場合に終了することがある。

(イ) 投資先ファンドの受益者により投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドのサブ・トラスト決議が可決された場合

(ロ) コクサイ - MUGCマスター・トラストのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる承認が取り消され、または不利に変更された場合

(ハ) 投資先ファンドの管理会社が、その独自の裁量により、投資先ファンドの受託会社と協議の上、投資先ファンドの継続が現実的でなく、望ましくなく、または投資先ファンドの受益者の利益に反すると決定した場合

(ニ) 投資先ファンドの受託会社が辞任しまたは解任された場合において、適切な代替受託会社または後継受託会社を確保できない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

(イ) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合

(ロ) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合

- (ハ) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (ニ) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (ホ) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
- (ヘ) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (ト) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (チ) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合
- (リ) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (ヌ) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合
- (ル) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および()信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によってのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

サブ・ファンドの運用は、受益証券の申込期間の終了後、平成24年10月19日から開始される予定であり、サブ・ファンドは、現在何ら資産を保有していない。第1期の監査済財務書類は、平成25年11月30日に終了する期間について作成される。

サブ・ファンドの会計監査は、KPMGが行う。

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項なし。

（2）【損益計算書】

該当事項なし。

（3）【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成24年7月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成19年5月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年5月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長ならびに株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年 平成22年 5 月	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年 2 月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日間の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に関し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成24年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種別（基本的性格）	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	30	7,250,634,135.35米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成24年７月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝78.17円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d．管理会社の本国における監査人の商号は、2011年11月30日付で、デロイト・エス・エイからデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテに変更されている。

(1) 【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表
2011年12月31日現在
(単位：米ドル)

資産

	注記	2011年		2010年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	28,709,957	2,244,257	20,457,879	1,599,192
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	1,693,150,491	132,353,574	1,092,111,302	85,370,340
a) 要求払い		1,278,664,882	99,953,234	892,012,702	69,728,633
b) その他のローンおよび貸付金		414,485,609	32,400,340	200,098,600	15,641,708
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	8,268	646	189,891	14,844
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	3,219	252	3,328	260
関連会社株式	4, 5, 15	876,775	68,538	873,028	68,245
無形資産	5	325,128	25,415	714,216	55,830
有形資産	5	1,015,610	79,390	1,131,990	88,488
前払金および未収収益	6, 15	29,858,711	2,334,055	25,629,521	2,003,460
資産合計	7	1,753,948,159	137,106,128	1,141,111,155	89,200,659

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2011年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2011年		2010年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,170,489,092	91,497,132	701,182,390	54,811,427
a) 要求払い		1,170,489,092	91,497,132	701,182,390	54,811,427
顧客に対する未払金	8,15,30.1	445,644,962	34,836,067	310,843,644	24,298,648
a) 要求払い		434,339,135	33,952,290	273,137,559	21,351,163
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		11,305,827	883,776	37,706,085	2,947,485
その他の負債	9	1,003,516	78,445	601,160	46,993
未払金および繰延利益	10,15	5,210,946	407,340	6,927,177	541,497
引当金		17,830,642	1,393,821	19,026,977	1,487,339
a) 課税引当金	11	17,140,409	1,339,866	18,207,435	1,423,275
b) その他の引当金	12	690,233	53,956	819,542	64,064
発行済み資本	13	37,117,969	2,901,512	37,117,969	2,901,512
準備金	14	50,099,588	3,916,285	48,009,475	3,752,901
繰越損益	14	85,279	6,666	2,442	191
当期利益		26,466,165	2,068,860	17,399,921	1,360,152
負債合計	17	1,753,948,159	137,106,128	1,141,111,155	89,200,659

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2011年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2011年		2010年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	1,254,197	98,041	1,388,818	108,564
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		1,254,197	98,041	1,388,818	108,564
信託運用	21	78,188,588,926	6,112,001,996	68,157,409,394	5,327,864,692

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2011年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2011年		2010年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		13,444,669	1,050,970	8,577,067	670,469
未払利息および類似費用		(4,795,868)	(374,893)	(2,054,782)	(160,622)
有価証券からの収益		348,254	27,223	269,695	21,082
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		19	1	72	6
関連会社株式からの収益		348,235	27,222	269,623	21,076
未収手数料		90,983,509	7,112,181	73,813,018	5,769,964
未払手数料		(38,663,537)	(3,022,329)	(33,219,498)	(2,596,768)
金融業務の純利益		1,874,307	146,515	2,069,174	161,747
その他の事業収益	22	1,316,737	102,929	556,692	43,517
一般管理費用		(28,619,878)	(2,237,216)	(25,999,917)	(2,032,414)
a) スタッフ費用	24,25	(13,422,177)	(1,049,212)	(12,491,667)	(976,474)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(11,084,122)	(866,446)	(10,328,886)	(807,409)
- 社会保障費		(1,484,664)	(116,056)	(1,364,639)	(106,674)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(961,286)	(75,144)	(949,520)	(74,224)
b) その他の一般管理費用	16,26	(15,197,701)	(1,188,004)	(13,508,250)	(1,055,940)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,084,998)	(84,814)	(1,253,495)	(97,986)
その他の事業費用	23	(45,819)	(3,582)	(425,234)	(33,241)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,338,386)	(573,642)	(4,015,751)	(313,911)
税引後経常収益		27,418,990	2,143,342	18,316,969	1,431,837
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(952,825)	(74,482)	(917,048)	(71,686)
当期利益		26,466,165	2,068,860	17,399,921	1,360,152

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2011年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2011年12月31日現在、9,918米ドルの引当金を計上した（2010年：なし）。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含められている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

当行は、2011年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2010年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
3か月以下	349,249,075	174,098,600
3か月超	65,236,534	26,000,000
	<u>414,485,609</u>	<u>200,098,600</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、876,775米ドルおよび3,219米ドル（2010年：873,028米ドルおよび3,328米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2011年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2011年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2011年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGCルクス・マネジメント・エ ス・エイ	486,861	100%	1,258,411	421,486
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	389,914	100%	730,184	147,087

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	873,028	0	0	3,747	876,775	0	876,775
2. 有形資産	12,843,660	618,005	(262,331)	(415,501)	12,783,833	(11,768,223)	1,015,610
a) ハードウェア	2,217,612	123,852	(259,344)	(71,741)	2,010,379	(1,791,744)	218,635
b) ソフトウェア	5,964,666	494,153	0	(192,961)	6,265,858	(5,605,104)	660,754
c) その他付属品、 家具、機器、車両	4,661,382	0	(2,987)	(150,799)	4,507,596	(4,371,375)	136,221
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	(1,620,311)	325,128
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	(1,620,311)	325,128

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
前払法人税	1,524,915	1,790,544
未収利息	778,407	354,631
前払一般経費	4,113,688	6,059,599
信託業務手数料	3,962,135	3,432,212
全体保管手数料	8,211,841	7,415,730
投資ファンド手数料	4,045,082	3,480,559
その他の前払金（主に未収付加価値税（VAT）および富 裕税を含む）	3,954,325	2,509,518
実現スワップ自己損益の中立化	2,538,894	0
管理会社手数料	653,372	517,246
その他の未収収益	76,052	69,482
	<u>29,858,711</u>	<u>25,629,521</u>

注7 外貨建て資産

2011年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、737,271,043米ドル（2010年：861,220,282米ドル）である。

注8 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
3か月以下	11,045,429	37,706,085
3か月超	260,398	0
	<u>11,305,827</u>	<u>37,706,085</u>

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
優先債権者	697,184	287,729
諸債権者	306,332	313,431
	<u>1,003,516</u>	<u>601,160</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
未払利息	319,496	309,021
未払一般経費	271,822	198,285
未払手数料	4,488,637	5,839,691
実現スワップ自己損益の中立化	0	524,442
その他の未払費用	4,922	53,418
その他の仮受金	126,069	2,320
	<u>5,210,946</u>	<u>6,927,177</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2011年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったため、負の中和ポジションは減少し、当行は536,775米ドル（2010年：1,942,382米ドル）に相当する繰延税の戻入れを行った。繰延税の戻入れは、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され1,653,368米ドル（2010年12月31日：2,263,364米ドル）に相当する繰延税の引当金

残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
報酬引当金	680,315	469,542
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	9,918	0
訴訟引当金（注23）	0	350,000
	<u>690,233</u>	<u>819,542</u>

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2011年1月1日現在の残高	3,711,797	44,297,678	2,442
2010年12月31日終了年度の利益			17,399,921
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(15,226,971)
- 準備金への振替		2,090,113	(2,090,113)
2011年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>46,387,791</u>	<u>85,279</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない。総額13,387,791米ドル（2010年：11,297,678米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2011年度中、当行は、3,331,113米ドルを富裕税準備金に割り当て、1,241,000米ドルの2005年度富裕税準備金の取崩しを行った。

	2011年 富裕税準備金 米ドル	2011年 富裕税準備金 ユーロ
2006年	2,498,676	2,601,000
2007年	3,304,122	2,800,000
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,121
2011年12月31日現在の残高	13,387,791	10,894,121

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2011年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2011年12月31日（および2010年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,551,174,237	985,801,720
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	876,775	873,028
前払金および未収収益	7,999,462	6,853,634
	1,560,050,475	993,528,383

負債

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,169,586,320	699,269,235
顧客に対する未払金	15,364,060	32,031,297
未払金および繰延利益	1,589,942	1,386,541
	1,186,540,322	732,687,073

当行は、2011年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06/273（改訂済）のパートⅡ、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2011年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,558,809,805米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

	2011年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,551,146,469
外国為替取引（想定支払金額の2％）	7,663,336
	<u>1,558,809,805</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
財務書類の監査	182,307	195,063
税金アドバイス報酬	17,964	32,473
その他の報酬	96,503	54,099
	<u>296,774</u>	<u>281,635</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注17 外貨建て負債

2011年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、743,455,076米ドル（2010年：864,643,846米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
念書	1,254,197	1,388,818

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	4,199,681	520,170

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2011年12月31日および2010年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
2010年度に関する富裕税過払いの調整	605,665	0
2005年度、2006年度および2007年度に関する法人税還付金	406,625	0
過年度の付加価値税（V A T）還付金	0	898
過年度の一般経費調整からの利益	172,314	326,651
過年度の利子の調整	435	33,832
過年度の手数料の調整	101,641	177,774
その他	30,057	17,537
	<u>1,316,737</u>	<u>556,692</u>

注23 その他の事業費用

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
固定資産売却損	0	3,307
過年度の一般経費調整からの費用	29,102	28,198
過年度の利子	395	0
過年度の手数料	15,950	43,515
訴訟引当金(1)	0	350,000
その他	372	214
	<u>45,819</u>	<u>425,234</u>

(1) 訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものである。2011年1月に両当事者はすでに和解し、解決した。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2011年 人数	2010年 人数
上級管理職	13	13
中間管理職	34	24
従業員	62	74
	109	111

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
上級管理職	3,145,747	3,087,116

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2011年12月31日および2010年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
賃貸および関連費用	1,241,132	1,171,181
通信費用	346,873	361,965
専門家報酬	516,430	540,526
データ費用	714,272	557,425
維持費	786,637	694,431
旅費、交通費、出張費	153,661	154,674
業務費用	3,729,670	3,118,331
システム費用	5,687,134	5,668,850
業務契約	1,349,280	690,896
その他の費用	672,612	549,971
	15,197,701	13,508,250

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
法人税	6,038,997	4,548,061
繰延法人税（注11）	(410,968)	(1,479,895)
地方事業税	1,836,164	1,410,071
繰延地方事業税（注11）	(125,807)	(462,486)
	7,338,386	4,015,751

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
富裕税（注14）	619,088	624,197
付加価値税（VAT）	302,793	244,090
その他の税金	30,944	48,761
	<u>952,825</u>	<u>917,048</u>

注28 親会社

2011年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。
持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2011年12月31日（および2010年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	559	0	0	0	559
B C L 残高	28,709,398	0	0	0	28,709,398
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,627,913,957	65,236,534	0	0	1,693,150,491
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	0	0	0	8,268
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,219	3,219
合計	1,656,632,182	65,236,534	0	3,219	1,721,871,935
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,170,489,092	0	0	0	1,170,489,092
顧客に対する未払金	445,384,564	260,398	0	0	445,644,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,254,197	0	0	0	1,254,197
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,617,127,853	260,398	0	0	1,617,388,251

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	558	0	0	0	558
B C L 残高	20,457,321	0	0	0	20,457,321
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
顧客に対するローンおよび貸付金	189,891	0	0	0	189,891
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,328	3,328
合計	1,086,759,072	26,000,000	0	3,328	1,112,762,400
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	701,182,390	0	0	0	701,182,390
顧客に対する未払金	310,843,644	0	0	0	310,843,644
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,388,818	0	0	0	1,388,818
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品

（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	65,677,209	0	0	0	65,677,209	551,324
スワップ	382,109,180	0	0	0	382,109,180	4,303,659
合計	447,786,389	0	0	0	447,786,389	4,854,983
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	54,426,488	0	0	0	54,426,488	419,348
スワップ	197,960,012	0	0	0	197,960,012	1,807,221
合計	252,386,500	0	0	0	252,386,500	2,226,569

上記の金額には、取引日が2011年12月31日以前で、評価日が2011年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品

（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	61,232,663	0	0	0	61,232,663	1,033,227
スワップ	490,823,932	0	0	0	490,823,932	6,401,698
合計	552,056,595	0	0	0	552,056,595	7,434,925
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	309,162,814	0	0	0	309,162,814	5,122,431
スワップ	512,266,543	0	0	0	512,266,543	2,802,008
合計	821,429,357	0	0	0	821,429,357	7,924,439

上記の金額には、取引日が2010年12月31日以前で、評価日が2010年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2011年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2011年 簿価 米ドル	2010年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	28,709,957	20,457,879
E U加盟国	28,709,957	20,457,879
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,693,150,491	1,092,111,302
E U加盟国	20,122,476	9,713,122
北および中央アメリカ	880,131,405	244,630,008
アジア	792,786,095	837,703,130
ヨーロッパ（非E U加盟国）	88,237	2,390
オーストラリアおよびニュージーランド	22,278	62,652
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	189,891
E U加盟国	0	189,891
アジア	8,268	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,219	3,328
E U加盟国	3,219	3,328
合計	1,721,871,935	1,112,762,400

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2011年 未収想定元本 米ドル	2010年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	51,834,359	110,849,480
アジア	6,163,358	242,638,000
アメリカ	62,259,174	12,843,398
スワップ		
アジア	0	246,700,743
E U加盟国	580,574,186	759,964,811
北および中央アメリカ	1,970,380	0
合計	702,801,457	1,372,996,432

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2011

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2011

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2011	2010
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1, 30.3	28.709.957	20.457.879
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 30.1, 30.3	1.693.150.491	1.092.111.302
a) repayable on demand		1.278.664.882	892.012.702
b) other loans and advances		414.485.609	200.098.600
Loans and advances to customers	30.1, 30.3	8.268	189.891
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1, 30.3	3.219	3.328
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	876.775	873.028
Intangible assets	5	325.128	714.216
Tangible assets	5	1.015.610	1.131.990
Prepayments and accrued income	6, 15	29.858.711	25.629.521
TOTAL ASSETS	7	1.753.948.159	1.141.111.155

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2011

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2011	2010
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1	1.170.489.092	701.182.390
a) repayable on demand		1.170.489.092	701.182.390
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1	445.644.962	310.843.644
a) repayable on demand		434.339.135	273.137.559
b) with agreed maturity dates or periods of notice		11.305.827	37.706.085
Other liabilities	9	1.003.516	601.160
Accruals and deferred income	10, 15	5.210.946	6.927.177
Provisions		17.830.642	19.026.977
a) provisions for taxation	11	17.140.409	18.207.435
b) other provisions	12	690.233	819.542
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	50.099.588	48.009.475
Result brought forward	14	85.279	2.442
Profit for the financial year		<u>26.466.165</u>	<u>17.399.921</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u>1.753.948.159</u>	<u>1.141.111.155</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2011

(in USD)

	Notes	2011	2010
Contingent liabilities	18, 30.1	1.254.197	1.388.818
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.254.197	1.388.818
Fiduciary operations	21	78.188.588.926	68.157.409.394

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2011
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2011

(in USD)

	Notes	2011	2010
Interest receivable and similar income		13.444.669	8.577.067
Interest payable and similar charges		(4.795.868)	(2.054.782)
Income from securities		348.254	269.695
Income from shares and other variable yield securities		19	72
Income from shares in affiliated undertakings		348.235	269.623
Commission receivable		90.983.509	73.813.018
Commission payable		(38.663.537)	(33.219.498)
Net profit on financial operations		1.874.307	2.069.174
Other operating income	22	1.316.737	556.692
General administrative expenses		(28.619.878)	(25.999.917)
a) staff costs	24, 25	(13.422.177)	(12.491.667)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(11.084.122)	(10.328.886)
- social security costs		(1.484.664)	(1.364.639)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(961.286)	(949.520)
b) other administrative expenses	16, 26	(15.197.701)	(13.508.250)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.084.998)	(1.253.495)
Other operating charges	23	(45.819)	(425.234)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1	<u>(7.338.386)</u>	<u>(4.015.751)</u>
Profit on ordinary activities after tax		27.418.990	18.316.969
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	<u>(952.825)</u>	<u>(917.048)</u>
Profit for the financial year		<u>26.466.165</u>	<u>17.399.921</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

As at December 31, 2011, the Bank has booked a provision of USD 9.918 (2010: USD 0). This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2011 (2010: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
 Software: 4 years and 5 years;
 Other intangible assets: 5 years;
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Not more than three months	349.249.075	174.098.600
More than three months	65.236.534	26.000.000
	<u>414.485.609</u>	<u>200.098.600</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 876.775 and USD 3.219 (2010: USD 873.028 and USD 3.328).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2011, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2011	Result for the year ended 31/12/2011
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	486.861	100 %	1.258.411	421.486
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	389.914	100 %	730.184	147.087

[次へ](#)

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	873.028	0	0	3.747	876.775	0	876.775
2. Tangible assets	12.843.660	618.005	(262.331)	(415.501)	12.783.833	(11.768.223)	1.015.610
a) Hardware	2.217.612	123.852	(259.344)	(71.741)	2.010.379	(1.791.744)	218.635
b) Software	5.964.666	494.153	0	(192.961)	6.265.858	(5.605.104)	660.754
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.661.382	0	(2.987)	(150.799)	4.507.596	(4.371.375)	136.221
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	(1.620.311)	325.128
Goodwill acquired for valuable consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	(1.620.311)	325.128

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Prepaid income taxes	1.524.915	1.790.544
Accrued interest income	778.407	354.631
Prepaid general expenses	4.113.688	6.059.599
Commission on fiduciary operations	3.962.135	3.432.212
Commission on global custody	8.211.841	7.415.730
Commission on investment funds	4.045.082	3.480.559
Other prepayments (including mainly VAT & Net worth tax receivable)	3.954.325	2.509.518
Neutralization of realized swap for own result	2.538.894	0
Commission from Management Companies	653.372	517.246
Other accrued income	76.052	69.482
	<u>29.858.711</u>	<u>25.629.521</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2011 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 737.271.043 (2010: USD 861.220.282).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2011 USD	2010 USD
Not more than three months	11.045.429	37.706.085
More than three months	260.398	0
	<u>11.305.827</u>	<u>37.706.085</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Preferential creditors	697.184	287.729
Sundry creditors	306.332	313.431
	<u>1.003.516</u>	<u>601.160</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2011 USD	2010 USD
Accrued interest expenses	319.496	309.021
Accrued general expenses	271.822	198.285
Accrued commission	4.488.637	5.839.691
Neutralization of realized swap for own result	0	524.442
Other accrued expenses	4.922	53.418
Other suspense receipt	126.069	2.320
	<u>5.210.946</u>	<u>6.927.177</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2011, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 536.775 (2010: USD 1.942.382). Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 1.653.368 (December 31, 2010: USD 2.263.364) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Provision for remuneration	680.315	469.542
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3)	9.918	0
Provision for litigation (note 23)	0	350.000
	<u>690.233</u>	<u>819.542</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2011	3.711.797	44.297.678	2.442
Profit for the year ended December 31, 2010			17.399.921
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(15.226.971)
- Transfer to reserves		2.090.113	(2.090.113)
Balance at December 31, 2011	<u>3.711.797</u>	<u>46.387.791</u>	<u>85.279</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.387.791 (2010: USD 11.297.678).

During the year 2011, the Bank has allocated an amount of USD 3.331.113 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Reserve for Net Worth Tax of 2005 which amounted to USD 1.241.000.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

Years	2011	2011
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2006	2.498.676	2.601.000
2007	3.304.122	2.800.000
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.121
Balance at December 31, 2011	<u>13.387.791</u>	<u>10.894.121</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2011.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2011 (and December 31, 2010) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2011	2010
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.551.174.237	985.801.720
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	876.775	873.028
Prepayments and accrued income	7.999.462	6.853.634
	<u>1.560.050.475</u>	<u>993.528.383</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

LIABILITIES

	2011	2010
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.169.586.320	699.269.235
Amounts owed to customers	15.364.060	32.031.297
Accruals and deferred income	1.589.942	1.386.541
	<u>1.186.540.322</u>	<u>732.687.073</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2011 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2011, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.558.809.805 breakdown as follows:

	2011
	USD
Loans and advances to credit institutions	1.551.146.469
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	7.663.336
	<u>1.558.809.805</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Audit of the Annual Accounts	182.307	195.063
Tax advisory fees	17.964	32.473
Other fees	96.503	54.099
	<u>296.774</u>	<u>281.635</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2011, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 743.455.076 (2010: USD 864.643.846).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2011	2010
	USD	USD
Counter-guarantees	<u>1.254.197</u>	<u>1.388.818</u>

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2011 USD	2010 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	4.199.681	520.170

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2011 and 2010:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2011	2010
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to year 2010	605.665	0
Income Tax refund related to years 2005, 2006 and 2007	406.625	0
VAT refund for prior years	0	898
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	172.314	326.651
Adjustment for interest previous years	435	33.832
Adjustment for commission previous years	101.641	177.774
Other	30.057	17.537
	<u>1.316.737</u>	<u>556.692</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2011	2010
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	0	3.307
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	29.102	28.198
Interest previous years	395	0
Commission previous years	15.950	43.515
Provision for litigation (1)	0	350.000
Others	372	214
	<u>45.819</u>	<u>425.234</u>

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank. In January 2011 an agreement has been reached between the two parties and claim settled.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2011 Number	2010 Number
Senior management	13	13
Middle management	34	24
Employees	62	74
	<u>109</u>	<u>111</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2011 USD	2010 USD
Senior management	<u>3.145.747</u>	<u>3.087.116</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2011 and 2010, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2011	2010
	USD	USD
Rent and related expenses	1.241.132	1.171.181
Telecommunication expenses	346.873	361.965
Professional fees	516.430	540.526
Data charges	714.272	557.425
Maintenance	786.637	694.431
Travelling, moving, business trips	153.661	154.674
Service fee	3.729.670	3.118.331
System cost	5.687.134	5.668.850
Service contracts	1.349.280	690.896
Other expenses	672.612	549.971
	<u>15.197.701</u>	<u>13.508.250</u>

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2011	2010
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.038.997	4.548.061
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	(410.968)	(1.479.895)
Municipal Business Tax	1.836.164	1.410.071
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	(125.807)	(462.486)
	<u>7.338.386</u>	<u>4.015.751</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2011	2010
	USD	USD
Net worth tax (note 14)	619.088	624.197
VAT	302.793	244.090
Other taxes	30.944	48.761
	<u>952.825</u>	<u>917.048</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2011, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" (" AGDL ").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (" the Guarantee "). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction.

No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2011 (and December 31, 2010) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	559	0	0	0	559
Balances with the BCL	28.709.398	0	0	0	28.709.398
Loans and advances to credit institutions	1.627.913.957	65.236.534	0	0	1.693.150.491
Loans and advances to customers	8.268	0	0	0	8.268
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.219	3.219
Total	<u>1.656.632.182</u>	<u>65.236.534</u>	<u>0</u>	<u>3.219</u>	<u>1.721.871.935</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.170.489.092	0	0	0	1.170.489.092
Amounts owed to customers	445.384.564	260.398	0	0	445.644.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.254.197	0	0	0	1.254.197
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>1.617.127.853</u>	<u>260.398</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.617.388.251</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	558	0	0	0	558
Balances with the BCL	20.457.321	0	0	0	20.457.321
Loans and advances to credit institutions	1.066.111.302	26.000.000	0	0	1.092.111.302
Loans and advances to customers	189.891	0	0	0	189.891
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.328	3.328
Total	<u>1.086.759.072</u>	<u>26.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.328</u>	<u>1.112.762.400</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	701.182.390	0	0	0	701.182.390
Amounts owed to customers	310.843.644	0	0	0	310.843.644
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.388.818	0	0	0	1.388.818
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>1.013.414.852</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.013.414.852</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	65.677.209	0	0	0	65.677.209	551.324
Swaps	382.109.180	0	0	0	382.109.180	4.303.659
Total	447.786.389	0	0	0	447.786.389	4.854.983
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	54.426.488	0	0	0	54.426.488	419.348
Swaps	197.960.012	0	0	0	197.960.012	1.807.221
Total	252.386.500	0	0	0	252.386.500	2.226.569

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2011 and a value date after December 31, 2011.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	61.232.663	0	0	0	61.232.663	1.033.227
Swaps	490.823.932	0	0	0	490.823.932	6.401.698
Total	552.056.595	0	0	0	552.056.595	7.434.925
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	309.162.814	0	0	0	309.162.814	5.122.431
Swaps	512.266.543	0	0	0	512.266.543	2.802.008
Total	821.429.357	0	0	0	821.429.357	7.924.439

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2010 and a value date after December 31, 2010.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2011, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2011 Carrying amount in USD	2010 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	28.709.957	20.457.879
EU member countries	28.709.957	20.457.879
Loans and advances to credit institutions	1.693.150.491	1.092.111.302
EU member countries	20.122.476	9.713.122
North & Central America	880.131.405	244.630.008
Asia	792.786.095	837.703.130
Europe, non-EU member countries	88.237	2.390
Australia and New Zealand	22.278	62.652
Loans and advances to customers	8.268	189.891
EU member countries	0	189.891
Asia	8.268	0
Shares and other variable yield securities	3.219	3.328
EU member countries	3.219	3.328
Total	<u>1.721.871.935</u>	<u>1.112.762.400</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2011

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2011 Notional/ receivable amount in USD	2010 Notional/ receivable amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	51.834.359	110.849.480
Asia	6.163.358	242.638.000
America	62.259.174	12.843.398
Swaps		
Asia	0	246.700.743
EU member countries	580.574.186	759.964.811
North and Central America	1.970.380	0
Total	<u>702.801.457</u>	<u>1.372.996.432</u>

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他

の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成24年７月末日現在、46,945,000米ドル（約37億円）

(ロ) 事業の内容

ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの資産に関する信託証書に基づく受託会社である。グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在し、3,520億カナダ・ドルを超える資産を有する世界でも最大規模の銀行の一つであるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの間接的100%所有子会社である。1965年に設立され、受託会社はケイマン諸島でも最大規模の信託会社の一つであり、投資信託の管理事務だけでなく銀行、信託および投資サービスを提供している。顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドである。

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂）の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

- (2) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成24年７月末日現在、26億8,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

- (3) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成24年７月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

２【関係業務の概要】

- (1) ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）
信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

- (2) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(3) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者

としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信

託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約する取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- （ ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- （ ）出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。

- () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を

確認するものとする。

- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。

- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と

考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認する

ものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知を C I M A に対して行うこと
- () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること

(b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

(c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

(d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと

(c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

(d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。

(b) 選任後 3 か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。

(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

(a) 第8.15項の義務に従わない場合、または

(b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。

- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。

9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、C I M A またはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M A または警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M A に対して引き渡すこと

9.5 C I M A が記録を持ち去ったとき、またはC I M A に記録が引き渡されたときC I M A はこれを点検

し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書

には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、または会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約

により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、

ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他の

サービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- 1 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- 2 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- 3 交付目論見書の投資リスクの項に以下の事項を記載する。
 - ・ サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
 - ・ 投資信託は預貯金と異なる旨
- 4 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- 5 交付目論見書の投資リスクの項に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けて下落または上昇し、これにより投資元本を割り込むことがある。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがある。運用または為替相場の変動による損益はすべて受益者（投資者）に帰属する。投資信託は、預貯金と異なる。」

別紙 A

定義

決算日	各年の11月30日をいう。ただし、最初の決算日は平成25年11月30日とする。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
営業日	(1) ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。
適格投資家	非米国人またはＥＵ非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、() 適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または() いずれかのＥＵ加盟国においてまたはいずれかのＥＵ加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのＥＵ加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の新居住会社を除く。）は、適格投資家とみなされない。

EU加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
ユーロ	欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
会計年度	毎年12月1日に開始し翌年の11月30日に終了する12か月の期間をいう。ただし、第1会計年度は平成24年10月19日から平成25年11月30日までの期間とする。
被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、ファンドの受益証券の英文の目論見書をいう。
払込日	平成24年10月19日または管理会社が決定するその他の日をいう。
発行価格	米ドル建 米ドルヘッジクラスについては受益証券1口当たり100.00米ドル、円建 円ヘッジクラスについては受益証券1口当たり10,000円をいう。
申込期間	平成24年9月19日から平成24年10月17日までの期間または管理会社が決定するその他の期間をいう。
投資顧問会社	投資顧問会社としての地位を有する国際投信投資顧問株式会社をいう。
投資顧問会社関係者	投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
円	日本の法定通貨である日本円をいう。

ミューチュアル・ファンド法 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）をいう。

管理会社 管理会社としての地位を有するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。

投資先ファンド ケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープンエンド型の免税ユニット・トラストであるコクサイ - MUGCマスター・トラストのサブ・ファンドであるグローバル短期高利回り社債ファンドをいう。

投資先ファンド投資運用会社
またはMSIM モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをいう。

投資先ファンド受益証券 投資先ファンドの米ドルヘッジクラス受益証券をいう。

申込単位 受益証券1口をいう。

純資産価額 本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。

受益証券1口当たり
純資産価格 サブ・ファンドの純資産価額を当該時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券口数で除した額をいう。

買戻価格 信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。

証券業協会規則 日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。

米国証券法 1933年米国証券法をいう。

サブ・ファンド コクサイ - MUGCトラストのサブ・ファンドである短期高利回り社債ファンド2012-10をいう。

サブ・ファンド決議 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。

取得申込書 受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。

償還日 平成29年10月31日または管理会社が決定する同日より前の日をいう。

ファンド	コクサイ - MUGC トラストの名称で知られる、信託証書により設立されるオープンエンド型アンブレラ型免税ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有する C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成23年 7 月29 日付信託証書（随時補足され、または変更される。）をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
受益者	ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	サブ・ファンドに関して、その 1 個の不可分の持分をいい、当該受益証券の端数を含む。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

別紙 B

レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

April 21, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人
が別途保管している。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ 取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2011年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2011年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2012年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2012

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。